

令和 7 年 4 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 7 年 4 月 7 日
武雄市農業委員会

令和7年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年4月7日（月）
（開会）13時35分 （閉会）14時15分

2. 場 所 山内公民館ホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
山口和利、山田 富久、小柳 満、差形勝見、西村栄義、有森日出美、山口恭広、
原口昭文、大久保政則、蒲地哲也、奥山邦明、山口高陽、山口剛広、森 智、
木寺 修、山崎秀美、福田克義、下平武二、北川信行、鈴山春樹、中原 位、
宮原洋昭、平川 香、古賀 勝、橋口康則（以上25名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第4号	農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第5号	武雄市非農地証明願について	2件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

※年度始めであり、4月の人事異動により異動した職員の紹介を行う。

13:30～13:35

《開会》

事務局長 それでは、改めまして令和7年4月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和7年4月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、10番 川口 敏広 委員、18番 坂口 友久 委員を指名します。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 3月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等はありませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が9件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

申請番号1番です。土地は〇〇町の田1筆で、1,075平米となっております。申請事由です。譲渡人、高齢で後継者もないため、譲りたい。譲受人、小作で作っているため、譲り受けたいということで申請がされております。農地の価格は、1筆〇〇円で取引をされております。

申請番号 2 番です。土地は〇〇町の田、1 筆で 557 平米です。申請事由です。譲渡人、市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということです。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 3 番から 7 番につきましては、譲受人は〇〇様ということで同じ方に譲り渡しとなっています。譲受人の方は、譲り受けられた後、みかんを耕作される予定ということです。土地の価格は発生しておりません。

議案書 3 ページになります。

申請番号 8 番。農地の所在は、〇〇町の田 4 筆 2,680 平米と畑 2 筆 604 平米となっております。申請事由です。譲渡人は高齢のため耕作ができない。譲受人、農地を譲り受け、農地の維持管理を継続するという事で、生前贈与によるものです。

申請番号 9 番です。農地は〇〇町の田、1 筆で 1,559 平米となっております。申請事由です。譲渡人、所有者二人ともに高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人、今まで小作で耕作していたため、譲り受けたいということで、農地の価格は、発生しておりません。

以上 9 件につきまして、農地法第 3 条許可の許可基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この 9 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇委員。

〇〇番 3 から 7 番の〇〇さんの件ですが、譲渡人がほとんど市外・町外に在住で耕作・管理ができないと。〇〇さんに何とか作ってくれないかと。土地自体が自宅や畑に近い、耕作しやすいということで。特に問題ないということで印を押しました。以上です。

会 長 ありがとうございます。
地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を始めます。
ご意見・ご質疑等ございましたら、出していただきたいと思います。
何かございませんか

(質疑なし)

会 長 ないようですので質疑をとどめます。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 9 件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 9 件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 5 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請です。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 16 筆、登記上の合計面積が 4,864 平米、実測値は 4,872.08 平米となっております。申請事由を読み上げます。令和の水害で被災された地域の方や住宅購入検討中のお客様より、浸水の心配のない高台地域への移転や購入の要望が多く寄せられていた。事業可能性の検討を行い、分譲地の立地として申し分ないと判断し、申請を行う次第ですということです。用途は特定建築条件付売買予定地ということで、上物の建築を条件として、宅地造成を行うというような用途で、申請をされております。ちなみに農振除外は済んでおりまして、あと、地域計画についてもこちらは集約の対象外であったかなと思いますので、大丈夫かなと思います。

申請番号 1 番については 4 ページ 5 ページになりまして、続いて 6 ページ。

申請番号 2 番です。土地は、〇〇町の畑 1 筆、191 平米となっております。こちら一般住宅を予定されておりまして、賃貸住宅に住んでいるが、子の成長に伴い手狭になったため、父所有の農地に新築したいということで、工事完了時期は令和 7 年 9 月の予定をされております。

申請番号 3 番です。土地は〇〇町の畑 4 筆で 268 平米です。こちら一般住宅を予定されておりまして、自宅建設地を現居住の賃貸アパートの近くで探していたところ、隣接している農地が耕作されていなかったもので、購入したいと申し出たところ、所有者より同意を得られたので申請に至るということです。工事完了時期は令和 7 年 8 月末を予定されております。農地区分の該当事項、許可基準の該当事項については議案書記載の通りとなっております。

続いて、議案書 7 ページになります。

申請番号 4 番と 5 番については、譲渡人と譲受人が同一の方となっておりますけれども、用途にご着目いただきますと、申請番号 4 番が長屋住宅、申請番号 5 番が長屋住宅併用住宅ということで、転用目的が異なりまして、資金調達の面から融資を受ける際に、融資がそれぞれ必要ということで申請を分けられております。

まず 4 番についてなんですけれども、長屋住宅ということで〇〇町の田 1 筆で 663 平米です。農振地でございましたが農振除外済みとなっております。工事完了は令和 8 年の 3 月を予定されております。

続いて 5 番ですが、こちらも〇〇町の田 1 筆 315 平米となっております。これがアパートと自宅を併用する形で建築をされるようになりまして、おそらく分筆をされてらっしゃったかと思うんですけども、分筆前の部分で農振除外済みということで、令和 8 年の 8 月に工事完了を予定されております。農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りとなります。事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

このうち、1 番の案件につきましては、3 月 26 日に調査委員会を行いました。1 番の内容ですね、皆さん聞いたこともないような特定建築条件付売買予定地っていうのがありますけども、これは、作った家を建売するのではなくて、買う方に、自分の希望に沿った家を建てて売るといような形だそうでございます。普通の建売とはちょっと違ってですね、自分の希望する設計をして、これを買うというようなことでございました。

この件につきましては、調査委員会を行いましたので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いしたいと思います。

調査委員会座長（〇番委員）

3 月 26 日市役所 3 階の会議室で、A 班及び地元の農業委員さんと一緒になって、調査委員会を開催し、議題にあがっておりました第 2 号農地法第 5 条による許可申請について協議をしました。

申請番号 1 番、特定建築条件付売買予定地について、現地で、〇〇番の畑はそのまま残すのかという質問に対しては、相続登記が複雑で難しかったため、農地のままで残すということで、草刈りなどの管理については行うという回答がありました。

また調整池は、水が溜まらない時は何に使うのかという質問に対しては、常に水が溜まっている状態ということで、雨水や生活排水、当然、溜まっている状態で、深さ約 80 cmを掘って、周りを 1.5mのフェンスで囲んで、安全には気を使うということで、回答がありました。

以上、質問がありましたが、この案件については調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断をいたしました。

以上報告いたします。

会 長 ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりました。

他の案件について、地元委員さんから補足説明をお願いし、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、5 条 2 番を〇〇委員さん、3 番を〇〇委員さん、4 番 5 番を〇〇委員さんでお願いいたします。

ではまず、2 番を〇〇委員さんお願いします。

〇〇番 申請のありました畑ですけど、ここに息子さんが家を建てるとということで、畑の中に、電線の引き込み線ですかね、九電の、それが 1 本立ってまして。

後で連絡を取ったところ、工事関係者の方と行政書士さんですかね、九電の方に話して、撤去してもらうような感じになりました。あと排水の方ですけど、個別の浄化槽をつけて、その近くにある道の脇の側溝の方に流すということで、近くの住民の方に相談して、区長さんにご相談したところ、OKということになってます。他には、別に問題ないと思って、印鑑を押しました。以上です。

会 長 ありがとうございました。それでは3番を〇〇委員さん、お願いします。

〇〇番 申請農地ですけど、三人さん共、もう農地は全然耕作されていなくて、周りがもう住宅になっていまして、排水面も全然問題ないということで印を押しました。以上です。

会 長 ありがとうございました。4番5番を〇〇委員さん、お願いします。

〇〇番 枝番がついてますように、もう、何年か前に、〇〇番地が、もう賃貸住宅ができとるんです。それでまた次ができとるし、今度申請があってるし、そこに、高圧線の櫓が1ヶ所あるんですよ。それで、その方に自宅を入れると。まだ残地もまだあります。そういうことで、特にありません。大体ここが、昔の炭鉱、〇〇炭鉱ですね。その排水が、その田んぼの中に、下が温度の変化があるとですよ。田ん中の地が。それで作物が作られないということで、分筆して、売ってるというような状況です。それで、もう1箇所、道路河川を挟んで反対側に事務所があるわけですけども。そこが開発して途中でストップして、いろんなトラブルが今出ているというようなことで、最終的にはですね、事務所もこっちに移りゃせんかなというやり方ですよ。まだ残地は残っています。そういうことですね。もう切り売りするなど言っただけど、そういうわけにはいかんということで、相手がおることですので。そういうことを、譲受人からの連絡がっております。以上です。

会 長 ありがとうございました。
地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

〇〇番 先ほど〇〇委員さんからですね、追加して言いますと、何で〇〇の業者が、いう考えがあると思います。これはですね、〇〇ってあるでしょ。その、役員さんが、この〇〇の役員にもなっているとですよ。だから同一という言い方ですね。初めの現地説明のあった時も、〇〇が説明をしたわけですよ。それが〇〇の業者がと思うか分からないので、補足説明ですけども、以上です。それと同時に、消防法でですね、こういうふうな場合は、最低6m、道路があるわけです。それも完全に、県の方からと建設課からの判を打っておりますので、特に異常はないと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
すいません、ちょっと〇〇委員さんにお聞きしたいんですが、先ほどの〇炭鉱の後の地下の温度差があって、作物はできないとおっしゃいましたけども、そこで今は、今まで何を作ってらっしゃったのか分かりませんか。

〇〇番 今は大豆ばかり。ここ、県河川に水が落ちるとです。それで何箇所となく河川をしても、泥の温度変化が出てくるとですよ。そこで耕作はできないと。

会 長 分かりました。ありがとうございます。それでは、質疑ありませんか。

(質疑なし)

会 長 ないようでございますので、質疑をとどめます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 5 件の許可申請については、「本委員会としては、許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 5 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

—————《議案第 3 号 武雄市農用地利用集積等促進計画（案）》—————

会 長 次に、議案第 3 号を議題といたします。
議案第 3 号 武雄市農用地利用集積等促進（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊でございます。

事務局 議案第 3 号 武雄市農用地利用集積等促進（案）について説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。
1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 1 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。
2 ページをご覧ください。
こちらに内訳を記載しています。
全体の合計といたしましては、田、新規 21 件、38 筆、50,975 平米。
再設定、87 件、196 筆、277,097 平米となっております。
3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権設定解除については 44 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

事務局 事務局から補足ですけれども、間に中間管理事業がこれから入る形になりますので、議案の方には記載はしておりませんが、貸し手と借り手の間に、中間管理地事業が全て今月から入るということで、農業委員会の方は、それに対して意見を述べるという形になります。以上です。

会 長 今日は中間管理機構の方からも研修に来られますので、その時に、皆様、何かありましたら、中間管理機構が中に入りますけれども、表立っての受付は農業委員会の方に来ると思いますので、そこら辺のところですね、なるべく、もう農業委員会の事務局も忙しいからですね。本当ならば月曜日だけじゃなくて、1 週間ずっと管理機構の方がいらっしゃってくれたらいいかなと思いますけれども、なかなかそこが無理なようでございますので。この 4 月から、中間管理機構がもう入ってるということを皆さんご理解ください。

それでは、他にありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑もないようでございますので、議案第 3 号の質疑をとどめます。

議案第 3 号 武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり「意見なし」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 武雄市農用地利用集積等促進計画（案）については、原案どおり「意見なし」と回答することに決しました。

—————《議案第 4 号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第 4 号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課

こんにちは。農林課農政係の〇〇です。本来、〇〇の方が担当ですが、今日は別業務で私の方が来ております。私も〇〇も異動しておりませんので、今年一年、ぜひまたよろしくお願いいたします。

お手元の資料、4号議案、農業振興地域内農用地からの除外について、まず1ページ目ご覧ください。

今回、除外が1番から3番までと編入が1番から3番まで、それぞれ出ております。

2ページ目ご覧ください。

番号1番、電柱用地ということで、こちら、以前からちょくちょく出ていたんですけども、〇〇山の方のメガソーラーパークの設置に関して、電柱設置をされているんですけども、まれに、電柱が農用地にかかっているのを漏らされていて、今回もまたそれが出てきたということで、始末書案件になっております。1平米の除外が入っております。

2番、一般住宅及び通作路、農作業所ということで、こちらがですね、資料8ページからになります。〇〇の旧道沿いのところになるんですけども、駅よりちょっと手前です。9ページ目で見いただきますと、〇〇の1と〇〇番1まで。この〇〇—1の部分的な、半分近い面積ですね。こちらの方を除外して、住宅用地と一部農業、農作業用のスペースを確保したいと。あとこちらの〇〇の1の通作路っていうのが今までなかったものでして、通作路の確保も行いたいというふうな計画で出ております。

戻りまして、2ページ目の3番、植林ということで出ております。こちらですね、〇〇町の〇〇の、もうかなり奥の方で、3筆確認してきましたが、確かに以前は耕作をされていた形跡がございますけれども、もう現況では、耕作はされていないので、植林して、農振除外をかけたいということでした。

編入に関しまして、4、5、6と出ておりますが、今回ですね、令和7年度から、〇〇だったか、中山間の直接支払交付金の協定団体が、〇〇の方で一部立ち上げられています。そちらの方で、協定農用地に入られる部分で、この部分、まだ農振地になっておりませんでしたので、条件として農振地になっていること、協定農用地が条件となっておりますので、編入の手続きを進めているところです。現地確認しましたけれども、現況で耕作もされておりますし、特に問題ないものと確認しております。今回、以上6件になります。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長

議案の説明が終わりました。議案第4号について、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番。

〇〇番

一般的なことを聞きますけど。ちょっとお尋ねですけど。例えば、農地転用するでしょ。農振除外してから、転用までの期間は、いつまでも良いのか。農用地から除外してからですよ。それで全然転用しなかった。それで何年以内で、また元に戻るのか。

農林課 運用上は、除外をかけた後の転用の確認までは、正直しておりません。先ほど出ていた〇〇でも、もうちょっとあそこは面積が多かったの、確認して、いつやるのかなというアンテナは張っていたんですけど。個別の案件に関しては、あんまり確認はしてない。

〇〇番 法的に問題ないのか。

農林課 本来は計画変更のところも含めてですね、多いところかなと。今の所、手続き上は何も。

〇〇番 例えば、普通だったら、20年ぐらい過ぎた、時効となってるのがあったり、普通の場合は。転用とか何もせんでもさ、それ逆にしなかったら、また元に戻るとか、そういうのもないんですね。

会 長 農振除外するのも随分時間がかかりますので、すぐにはできませんので。そういうところも、農振除外されたけど、なかなか事業が始まらないな、いう所も農業委員さんとしては、パトロールの中で見ていただきたいかなと思います。

それでは他に意見ございませんか。

3ページの編入というのもあるんだなってこと、初めて、今までの除外ばかりだったのに、編入というのがありましたので。こういうのがあるんだなと分かりました。ありがとうございました。

それでは、他に意見もないようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の

証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号 非農地証明願について、ご説明いたします。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の田 2 筆となっております。まず 1 筆め、地番が〇〇番については、平成 8 年に小屋を建て利用しているということで、もう 1 筆、〇〇番 1 については、48 年前に家を建てたときから宅地として利用しているということで、事務処理要領の該当事項といたしましては、人為的に無断転用された土地であり、かつ、その転用行為が 20 年以上経過ということで、5 号を適用しております。

申請番号 2 番です。土地は〇〇町の畑 1 筆 358 平米です。こちら農地でなくなった時期は、平成 17 年頃から耕作されておらず、砂利を入れて駐車場利用されているということです。こちら事務処理要領については、人為的に無断転用から 20 年以上経過ということで、5 号を適用しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

〇〇番

ここに書いてあるとおり、問題ないと思いました。

会 長

はい、分かりました。

それでは、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長

意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第 5 号、武雄市非農地証明願 2 件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 武雄市非農地証明 2 件について原案どおり証明することに決しました。

《報告第 1 号 農地等形状変更届出》

会 長

報告第 1 号 農地等形状変更届出について、1 件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号 農地等形状変更届出が 1 件提出されております。

土地は〇〇町の田 1 筆、724 平米となっております。形状変更の理由は、イノシシの被害が多いため、嵩上げして、畑として利用したいということで、変更時期は、令和 7 年 10 月 1 日から 3 年程度かけて行われる予定です。盛土は 2.5m の嵩上げを予定されておりまして、土量は 1,920 m³です。変更後の利用計画は、櫛をつくるということです。盛土の土の内容は道路の堀土、道路工事の残土と思われます。

以上、1 件、報告させていただきます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員から補足説明があれば、よろしく願いいたします。何かございませんか。
ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、この程度に留めます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和 7 年 4 月の農業委員会総会を終わります。